

土地利用調査・規制に反対するタリソンの野党

政府は先ごろ、安全保障に
関連した重要施設などの周辺
の土地利用を調査・規制する
法案（重要土地等調査法案）
を閣議決定した。自衛隊や米
軍基地、原発などの施設周辺
や国境離島を外国資本に購入
され、日本の安全確保が脅か
される事態を防ぐのが狙い。
これに対し立憲民主党や共産
党などは「私権の制限だ」な
どと反発、相変わらずの「木
を見て森を見ない」姿勢で対



決姿勢を強めている。

近年、日本各地で外国資本
による土地買収が相次いでい
る。日本の水源地周辺が中国
などの外国資本に購入されて
いるが、中でも問題となるの
は自衛隊や米軍基地、原発な
どの周辺土地だろう。201
4年6月の北海道千歳市議会
では、同年1月に、新千歳空
港の滑走路南端に近接する苦
小牧市内の森林約8ヘクタール
が外国資本に取得されたこ
とが取り上げられ、市長が「
外国資本の土地取得に係る法
整備は、自治体の権限を越え
るものであり、国において適
切に対応されるべき」と答弁
している。いうまでもなく、
新千歳空港は航空自衛隊との
共用だ。また、2018年に
は自衛隊の駐屯地がある鹿児
島県奄美市議会でも議論され
ている。外国資本による土地
買収が計画されているとの報
道が取り上げられ、総務部長
が「買収事例はまだないもの
の、駐屯地を抱える自治体に

とっては大事な案件で、今後
も情報収集を図る」などと答
弁している。

外国資本による重要土地の
買収は、自治体にとっても看
過できないもので、そうした
状況に対応するために、今回
の重要土地等調査法案ができ
たわけだ。法案は、重要施設
の周囲約1キロや国境離島を
政府が「注視区域」に指定す
ると明記。不動産登記簿など
行政機関が保有する情報を収
集、分析する。電波やライフ
ラインへの妨害準備が判明す
れば、中止勧告や命令を出せ、
応じない場合は罰則を科す。
また自衛隊司令部の周辺や、
領海の基点となる無人国境離
島などは特に重要性が高いと
して「特別注視区域」に指定
することなどを規定している。
実はこうした法整備は海外で
も進んでいる。米国では20
20年2月に、「外国投資リ
スク審査現代化法」という法
律の審査対象に、軍事施設近
傍の不動産の購入などが追加、

大統領に取引停止権限が付与さ
れている。フランスでは、
「都市計画法典」「国防法典」に
基づき、自国人・外国人の区別
なく、国防施設周辺地の建
築物の建造禁止・収用などが
可能とされているほか、非居
住者による一定額以上の不動
産の取得は、届出制の対象と
されている。また、オースト
リアでは「国防法」に基づ
き指定されたエリア内で、建
造物の撤去などが可能とされ
ているほか、別の法律では外
国人が一定額以上の土地の権
利を取得する場合は、事前許
可制の対象とされている。

立憲民主党の安住国対委員
長は「安全保障の美名の下に
私権制限は当然だということ
にはくみしない」と語ってい
るが、批判したいがためにタ
リソンの状況も無視するとい
ういつものやり方だ。こうした
政党が日本の平和を危うくし
ていくのだろう。